

令和5年1月20日

株式会社C L O 2 L a b に対する景品表示法に基づく 課徴金納付命令について

消費者庁は、本日、株式会社C L O 2 L a b（以下「C L O 2 L a b」といいます。）に対し、同社が供給する「オキサイダー 置き型 90g」、「オキサイダー 置き型 180g」及び「オキサイダー 置き型 320g」と称する商品に係る表示について、景品表示法第8条第1項の規定に基づき、課徴金納付命令（別添参照）を発出しました。

1 違反行為者の概要

名 称 株式会社C L O 2 L a b（法人番号4140001074694）
所 在 地 兵庫県西宮市甲陽園西山町3番5号
代 表 者 代表取締役 安部 都兼
設立年月 平成23年9月
資 本 金 5000万円（令和5年1月現在）

2 課徴金納付命令の概要

(1) 課徴金対象行為（違反行為）に係る商品

「オキサイダー 置き型 90g」、「オキサイダー 置き型 180g」及び「オキサイダー 置き型 320g」と称する商品（以下「本件商品」という。）

(2) 課徴金対象行為

ア 表示媒体

(ア) 商品パッケージ

(イ) 「OXIDER オキサイダー」と称する自社ウェブサイト（以下「自社ウェブサイト」という。）

(ウ) 地上波放送を通じて放送したテレビコマーシャル（以下「テレビコマーシャル」という。）

(エ) 「YouTube」と称する動画共有サービスにおける動画広告（以下「動画広告」という。）

イ 課徴金対象行為をした期間

令和2年7月1日から令和3年12月20日までの間

ウ 表示内容（表示例：別紙1ないし別紙5）

例えば、「オキサイダー 置き型 90g」について、令和2年7月1日から令和3年12月20日までの間、商品パッケージにおいて、「室内空間の菌・ウイルス・悪臭を除去！」等と表示するなど、別表1「対象商品」欄記載の商品について、同表「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体・表示箇所」欄記載の表示媒体・表示箇所において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、同表「使用方法」欄記載のとおり本件商品を使用すれば、本件商品から発生する二酸化塩素の作用により、同表「場所」欄記載の場所において、室内空間に浮遊する菌又はウイルスが除菌又は除去される効果等の同表「効果」欄記載のとおりの効果が得られるかのように示す表示をしていた。

エ 実際

前記ウの表示について、消費者庁は、景品表示法第8条第3項の規定に基づき、CLO2 L a bに対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社から資料が提出された。しかし、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

なお、前記ウの表示について、例えば、「オキサイダー 置き型 90g」について、令和2年7月1日から令和3年12月20日までの間、商品パッケージにおいて、「・使用環境で、菌・ウイルス・カビ・ニオイ除去効果は異なります。」と表示するなど、別表2「対象商品」欄記載の商品について、同表「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体・表示箇所」欄記載の表示媒体・表示箇所において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示していたが、当該表示は、一般消費者が前記ウの表示から受ける本件商品の効果に関する認識を打ち消すものではない。

(3) 課徴金対象期間

令和2年7月1日から令和4年2月15日までの間

(4) 景品表示法第8条第1項ただし書に該当しない理由

CLO2 L a bは、本件商品について、前記(2)ウの表示の裏付けとなる根拠を十分に確認することなく、前記(2)の課徴金対象行為をしていた。

(5) 命令の概要（課徴金の額）

CLO2 L a bは、令和5年8月21日までに、1089万円を支払わなければならない。

【本件に対する問合せ先】

消費者庁表示対策課

電話 03(3507)9239

ホームページ <https://www.caa.go.jp/>

別表1

対象商品	表示期間	表示媒体・表示箇所	表示内容	使用方法	場所	効果
オキサイダ 一置き型 90g	令和2年7月1日から 令和3年1月20日 までの間	商品パッケージ	<ul style="list-style-type: none"> 「室内空間の菌・ウイルス・悪臭を除去！」 「約8畳まで」 「新特許技術でなが～く続く！空間除菌・消臭」 「新技術で進化した空間除菌剤」 「使用場所」との記載と共に、「玄関」及び玄関のイラスト、「寝室」及び寝室のイラスト、「トイレ」及びトイレのイラスト並びに「その他 玄関・居室・事務所・病室・客室・トイレ・浴室 など」 「●キヤップのゆるめ度合いで放出量を調節することで、ご家庭内のトイレから最大8畳程度の居室まで、約2ヶ月間ご利用いただけます。」 「使用方法」及び「③キヤップをゆるめて、目的の場所で静置してください。」 	<ul style="list-style-type: none"> 玄関や寝室等の室内に設置する 	玄関や寝室等	室内空間に浮遊する菌又はウイルス又が除菌又は除去される効果
オキサイダ 一置き型 180g	令和2年7月22日から令和3年12月20日までの間		<p>(別紙1)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「室内空間の菌・ウイルス・悪臭を除去！」 「約13畳まで」 「新技術で進化した空間除菌剤」 「使用場所」との記載と共に、「玄関」及び玄関のイラスト、「寝室」及び寝室のイラスト、「トイレ」及びトイレのイラスト並びに「その他 居室・事務所・喫煙室・浴室・客室・病室・介護施設・教室など」 「●キヤップのゆるめ度合いを変えて放出量を調節することで、家庭内のトイレから最大13畳程度の居室までご利用いただけます！」 「13畳程度の居室で約3ヶ月間ご利用いただけます！」 「使用方法」及び「③キヤップをゆるめて、目的の場所で静置してください。」 			

対象商品	表示期間	表示媒体・表示箇所	表示内容	使用方法	場所	効果
オキサイダ —置き型 320g			<ul style="list-style-type: none"> 「室内空間の菌・ウイルス・悪臭を除去！」 「約20畳まで」 「新技術で進化した空間除菌剤」 「使用場所」との記載と共に、「玄関」及び玄関のイラスト、「寝室」及び寝室のイラスト、「トイレ」及びトイレのイラスト並びに「その他 居室・事務所・喫煙室・浴室・客室・病室・介護施設・教室など」 「●キャップのゆるめ度合いを変えて放出量を調節することで、家庭内のトイレから最大20畳程度の居室までご利用いただけます」 ●20畳程度の居室で約3ヶ月間ご利用いただけます」 「使用方法」及び「③キャップをゆるめて、目的の場所で静置してください。」 	(別紙2)		

対象商品	表示期間	表示媒体・表示箇所	表示内容	使用方法	場所	効果
本件商品	令和2年1月17日から令和3年10月8日までの間	自社ウェブサイト（以下「自社ウェブサイト」といいます。）	<ul style="list-style-type: none"> 「空間除菌漏れにオキサイダー」及び「最大20畳でたっぷり約3ヶ月持続 お部屋に残る菌やウイルスをしつかり除菌」 「実は存在する“空間除菌漏れ”」 「どんなに気にしてもお部屋の菌やウイルスは取り切れず残ります。」 「商品特徴」との記載と共に、「ウイルス数（個）」、「設置前」、「設置後（15分後）」及び「ウイルス除去率 99.99%以上」と記載のあるグラフ並びに「菌・ウイルスを99.99%除去 オキサイダー設置15分後、99.99%の菌・ウイルスの減少が確認されました。」 「リビング以外にも様々な場所にお使いいただけます！ おすすめの使用場所」との記載と共に、玄関のイラスト及び「玄関」、寝室のイラスト及び「寝室」、トイレのイラスト及び「トイレ」並びに「その他の置き場所 居室・事務所・喫煙室・浴室・客室・病室・介護施設・教室 など」 	リビング等の室内に設置する	リビング等	15分経過後に、室内空遊するウイルスが浮遊する

(別紙4)

- 自社ウェブサイト①の「オキサイダーテVC M『家族の日常』篇 30秒」と題する動画をクリックすると再生
- 「一見幸せに満ちあふれたこの空間にも漏れているかも。え、何が漏れているの。空間除菌漏れー」との音声と共に、「空間除菌漏れー」との文字の映像
 - 「空間除菌漏れー」との音声と共に、「空間除菌漏れ」との文字の映像及び菌又はウイルスが室内空間全体に浮遊しているイメージ映像
 - 「そこでオキサイダー 除菌効果がお部屋全体に広がってしつかり除菌」との音声と共に、「空間全体に浸透 菌やウイルスを除去」との文字の映像及び「オキサイダー 置き型 320g」から揮発した成分が室内全体に拡散するイメージ映像

対象商品	表示期間	表示媒体・表示箇所	表示内容	使用方法	場所	効果
されると動画 (以下「動 画①」とい う。)	自社ウェブ サイト①の 「オキサイ ダーウェブ 動画 54 秒」と題す る動画をク リックする と再生され る動画(以 下「動画②」 という。)	・「空間除菌漏れにオキサイダー」との音声と共に、「日本の自宅を 空気改革 OXIDER オキサイダー®」との文字の映像及び「オ キサイダー 置き型 320g」の映像	・「空間除菌漏れにオキサイダー」との音声と共に、「空間除菌はOXI DERオキサイダー®」との文字の映像 ・「一見幸せに満ちあふれたこの空間にも漏れているかも。え、何が 漏れてるの。空間除菌漏れー」との音声と共に、「空間除菌漏れ~ ♪」との文字の映像 ・「空間除菌漏れー」との音声と共に、「空間除菌漏れ」との文字の 映像及び菌又はウイルスが室内空間全体に浮遊しているイメージ 映像 ・「そこでオキサイダー 除菌効果がお部屋全体に広がってしっかりと 除菌」との音声と共に、「空間全体に浸透 菌やウイルスを除去」 との文字の映像及び「オキサイダー 置き型 320g」から揮発 した成分が室内全体に拡散するイメージ映像 ・「さらに玄関、トイレ、洗面所など気になる場所にもオキサイダー」 との音声と共に、「玄関 トイレ 洗面所」との文字の映像 ・「空間除菌漏れにオキサイダー」との音声と共に、「日本の自宅を 空気改革 OXIDER オキサイダー®」との文字の映像及び「オ キサイダー 置き型 320g」の映像	・「室内空間の菌・ウイルス・悪臭を除去。部屋に置くことで、あな たとあなたの家族の暮らしを守ります。」 ・「Place of Use おすすめの使用場所」との記載と共に、 玄関のイラスト及び「玄関」、寝室のイラスト及び「寝室」、トイ レのイラスト及び「トイレ」並びに「その他の置き場所 居室・事	玄関、寝室 等の室内 に設置	室内空間 に浮遊す る菌又は ウイルス が除菌又
令和2年9 月30日か ら令和3年 10月29 日までの間	自社ウェブ サイト(以 下「自社ウ ェブサイト」)	・「室内空間の菌・ウイルス・悪臭を除去。部屋に置くことで、あな たとあなたの家族の暮らしを守ります。」 ・「Place of Use おすすめの使用場所」との記載と共に、 玄関のイラスト及び「玄関」、寝室のイラスト及び「寝室」、トイ レのイラスト及び「トイレ」並びに「その他の置き場所 居室・事	・「室内空間の菌・ウイルス・悪臭を除去。部屋に置くことで、あな たとあなたの家族の暮らしを守ります。」 ・「Place of Use おすすめの使用場所」との記載と共に、 玄関のイラスト及び「玄関」、寝室のイラスト及び「寝室」、トイ レのイラスト及び「トイレ」並びに「その他の置き場所 居室・事	玄関、寝室 等	玄関、寝室 等	室内空間 に浮遊す る菌又は ウイルス が除菌又

対象商品	表示期間	表示媒体・表示箇所	表示内容	使用方法	場所	効果
②」という。)	令和2年1月16日から令和3年1月10日までの間	テレビコマーシャル（以下「テレビコマーシャル①」という。）	・「見幸せに満ちあふれたこの空間にも漏れているかも。空間除菌漏れー」との音声と共に、「空間除菌漏れ」との文字の映像及び菌又はウイルスが部屋全体に広がつてしまっているイメージ映像 ・除菌効果がお部屋全体に広がつてしまっているイメージ映像 ・「空間全体に浸透 菌やウイルスを除去」との文字の映像及び「オキサイダー 置き型 320g」から揮発した成分が室内全体に拡散するイメージ映像 ・「空間除菌漏れにオキサイダー」との音声と共に、「日本の自宅を空気改革 OXIDER オキサイダー®」との文字の映像及び「オキサイダー 置き型 320g」の映像	室内に設置する	室内空間	室内空間に浮遊する菌又はウイルス又が除菌又は除去される効果
③」といいます。	令和3年1月11日から同年3月31日までの間	テレビコマーシャル（以下「テレビコマーシャル②」という。）	・「見幸せに満ちあふれたこの空間にも漏れているかも。え、何が漏れているの。空間除菌漏れー」との音声と共に、「空間除菌漏れー」との文字の映像 ・「空間除菌漏れー」との音声と共に、「空間除菌漏れ」との文字の映像及び菌又はウイルスが室内空間全体に浮遊しているイメージ映像 ・「そこでオキサイダー 除菌効果がお部屋全体に広がつてしまり除菌」との音声と共に、「空間全体に浸透 菌やウイルスを除去」との文字の映像及び「オキサイダー 置き型 320g」から揮発した成分が室内全体に拡散するイメージ映像 ・「空間除菌漏れにオキサイダー」との音声と共に、「日本の自宅を空気改革 OXIDER オキサイダー®」との文字の映像及び「オ	室内に設置する	室内空間	室内空間に浮遊する菌又はウイルス又が除菌又は除去される効果

対象商品	表示期間	表示媒体・表示箇所	表示内容	使用方法	場所	効果
	令和2年1月17日から令和3年10月8日までの間	動画広告 (以下「動画広告①」という。)	キサイダー 置き型 320g の映像	同上		
	令和2年1月17日から令和3年10月8日までの間	動画広告 (以下「動画広告②」という。)	<p>「空間除菌はオキサイダー」との音声と共に、「空間除菌はOX1 D E R オキサイダー®」との文字の映像</p> <p>「一見幸せに満ちあふれたこの空間にも漏れているかも。え、何が漏れてるの。空間除菌漏れー」との音声と共に、「空間除菌漏れー♪」との文字の映像</p> <p>「空間除菌漏れー」との音声と共に、「空間除菌漏れー」との文字の映像及び菌又はウイルスが室内空間全体に浮遊しているイメージ映像</p> <p>「そこでオキサイダー 除菌効果がお部屋全体に広がってしっかりと除菌」との音声と共に、「空間全体に浸透 菌やウイルスを除去」との文字の映像及び「オキサイダー 置き型 320g」から揮発した成分が室内全体に拡散するイメージ映像</p> <p>「さらに玄関、トイレ、洗面所など気になる場所にもオキサイダー」との音声と共に、「玄関 トイレ 洗面所」との文字の映像</p> <p>「空間除菌漏れにオキサイダー」との音声と共に、「日本の自宅を空気改革 OX1 D E R オキサイダー®」との文字の映像及び「オキサイダー 置き型 320g」の映像</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「空間除菌はオキサイダー」との音声と共に、「空間除菌はOX1 D E R オキサイダー®」との文字の映像 「一見幸せに満ちあふれたこの空間にも漏れているかも。え、何が漏れてるの。空間除菌漏れー」との音声と共に、「空間除菌漏れー♪」との文字の映像 「空間除菌漏れー」との音声と共に、「空間除菌漏れー」との文字の映像及び菌又はウイルスが室内空間全体に浮遊しているイメージ映像 「そこでオキサイダー 除菌効果がお部屋全体に広がってしっかりと除菌」との音声と共に、「空間全体に浸透 菌やウイルスを除去」との文字の映像及び「オキサイダー 置き型 320g」から揮発した成分が室内全体に拡散するイメージ映像 「さらに玄関、トイレ、洗面所など気になる場所にもオキサイダー」との音声と共に、「玄関 トイレ 洗面所」との文字の映像 「空間除菌漏れにオキサイダー」との音声と共に、「日本の自宅を空気改革 OX1 D E R オキサイダー®」との文字の映像及び「オキサイダー 置き型 320g」の映像 	室内空間 設置する	瞬時に、室内空間に浮遊する
	令和2年9月30日から同年11月まで	自社ウェブサイトにおいて配信	<p>「私たちの知らない間に、部屋のウイルスや菌を除去してくれるらしい。」との音声と共に、「私たちの知らないあいだに、部屋のウイルスや菌を除去してくれているらしい。」との文字の映像及</p>			

対象商品	表示期間	表示媒体・表示箇所	表示内容	使用方法	場所	効果
月 16 日 ま での間	た動画広告 (以下「動 画広告③」 といふ。)	び「オキサイダー 置き型 320g」から揮発した成分が空気 中に浮遊する菌又はウイルスの大部分を瞬時に消滅させるイメ ージ映像	<ul style="list-style-type: none"> ・「しかも、置いたらすぐに活躍してくれる優れもの」との音声と共に、「しかも、置いたらすぐに活躍してくれる優れもの」との文字の映像及び「オキサイダー 置き型 320g」から揮発した成分が空気中に浮遊する菌又はウイルスの大部分を瞬時に消滅させるイメージ映像 ・「空間除菌はオキサイダー」との音声と共に、「高持続性空間除菌剤」及び「OXIDE R オキサイダー®」との文字の映像及び「オキサイダー 置き型 320g」の映像 			菌又はウ イルスが 著しく除 菌又は除 去される 効果

別表2

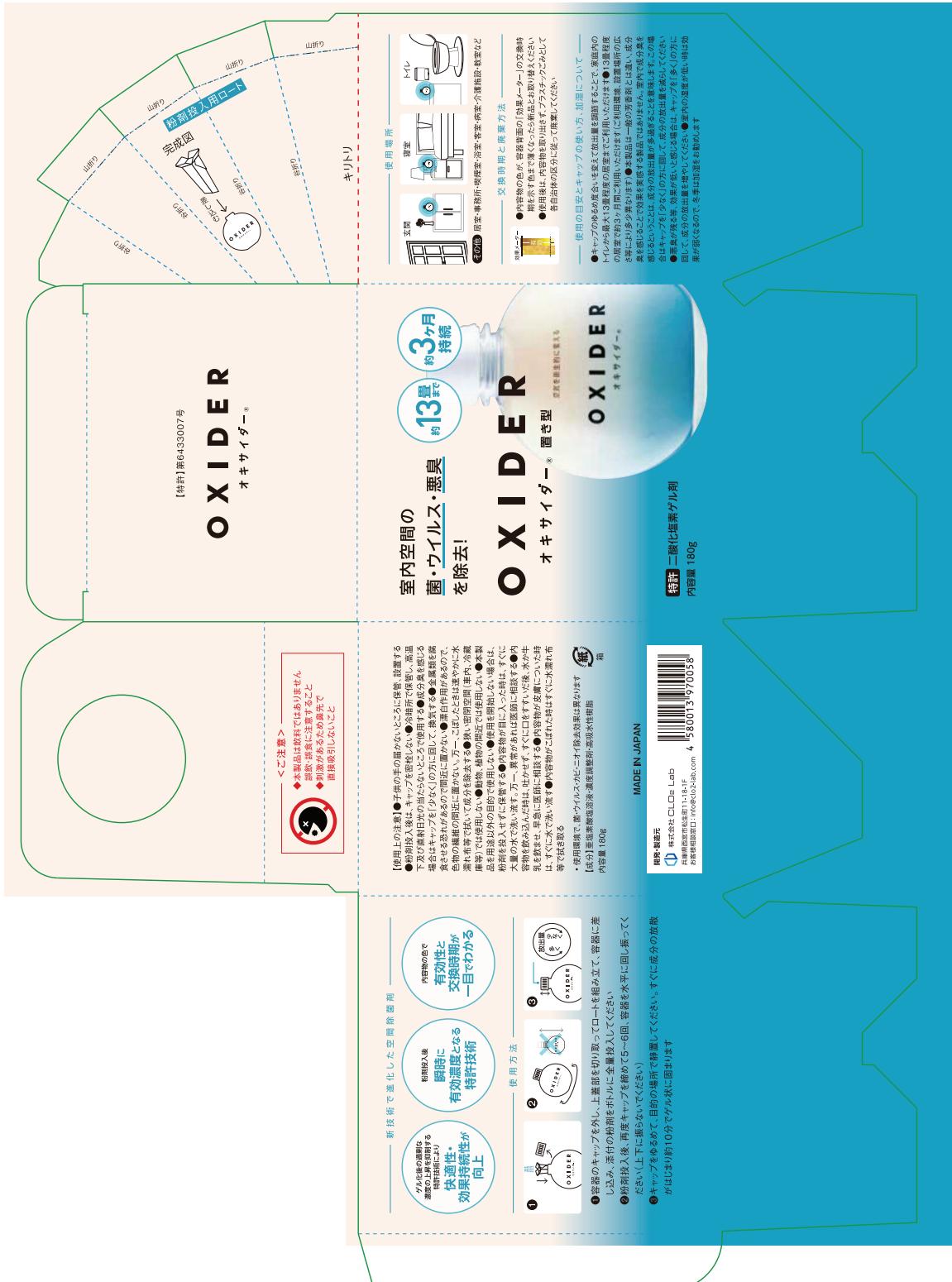
対象商品	表示期間	表示媒体・表示箇所	表示内容
オキサイダ 一置き型 90g	令和2年7月 1日から令和 3年12月2 0日までの間	商品パッケ ージ	「・使用環境で、菌・ウイルス・カビ・ニオイ除去効果は異なります。」 (別紙1)
オキサイダ 一置き型 180g	令和2年7月 22日から令 和3年12月 20日までの間		「・使用環境で、菌・ウイルス・カビ・ニオイ除去効果は異なります」 (別紙2)
オキサイダ 一置き型 320g	令和2年11 月17日から 令和3年10 月8日までの 間		「・使用環境で、菌・ウイルス・カビ・ニオイ除去効果は異なります」 (別紙3)
本件商品	自社ウェブ サイト①		<p>・「外部試験機関において、室内に設置したオキサイダ一置き型によって、プレート上の菌・ウイルス・カビを15分で99.99%除去できることを確認。全ての菌・ウイルス・カビ・臭気に対する効果ではありません。」</p> <p>・「※外部試験機関において、溶液から放散された、二酸化塩素により、飛沫を想定したシャーレ内液中ウイルスが99.9%減少することを確認。全ての菌・ウイルス・カビ・臭気に対する効果ではありません。」</p> <p>・「※使用空間の環境状態により、効果は異なります。効果試験結果はこちら」</p>
動画①			<ul style="list-style-type: none"> ・「※イメージ」 ・「※検査機関 Eurofins Analytical Services India Private Limited社の試験結果から、室内に設置したオキサイダがプレート上の菌・ウイルス・カビを99.99%除去することが証明されています。」 ・「※全ての菌・ウイルス・カビ・臭気に対する効果ではありません。」 ・「※使用空間の環境状態により、効果は異なります。」

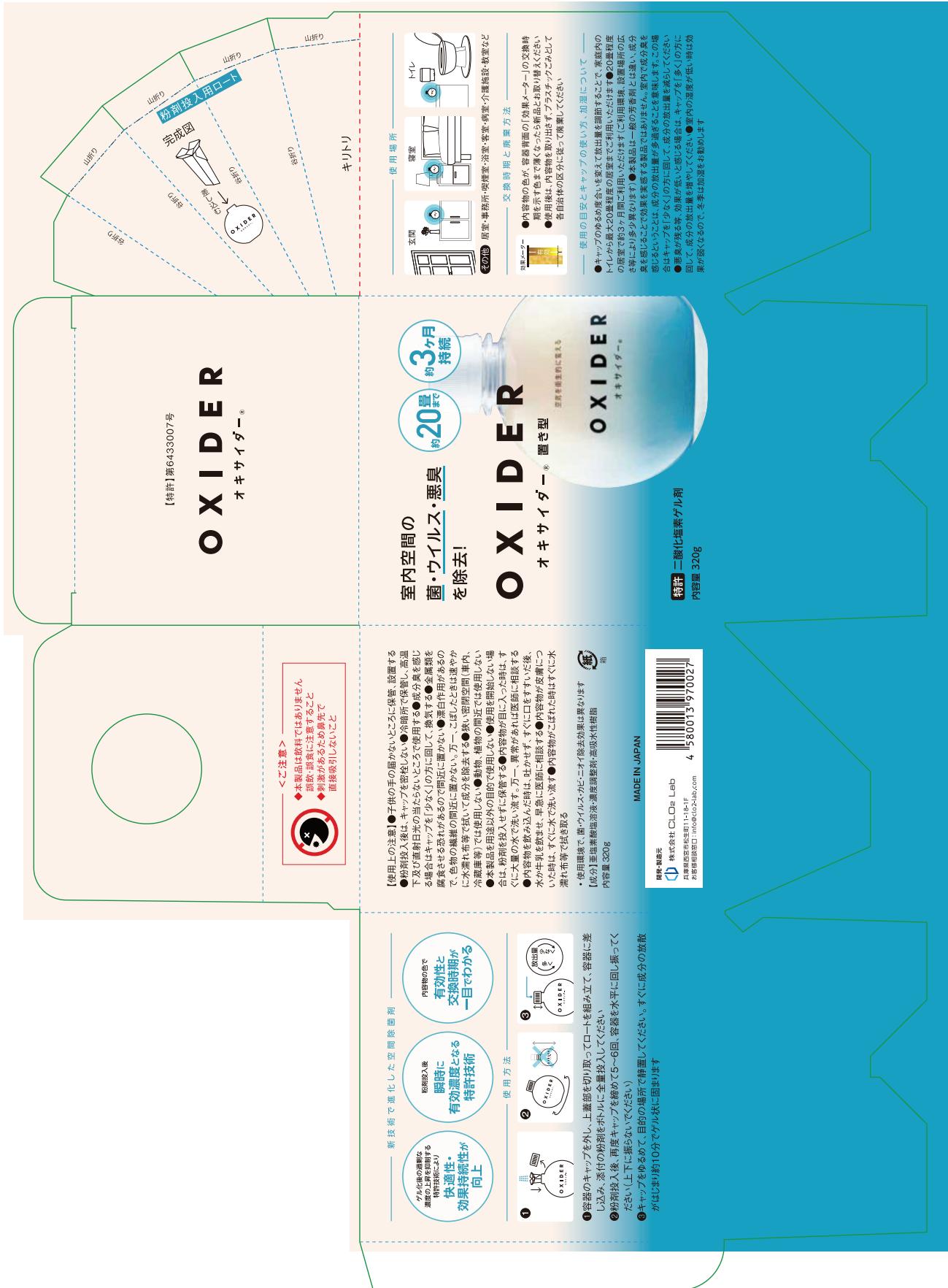
対象商品	表示期間	表示媒体・表示箇所	表示内容
		動画②	<ul style="list-style-type: none"> 「※イメージ」 「※検査機関 Eurofins Analytical Services India Private Limited社の試験結果から、室内に設置したオキサイダーがプレート上の菌・ウイルス・カビを99.99%除去することが証明されています。」 「※全ての菌・ウイルス・カビ・臭気に対する効果ではありません。」 「※使用空間の環境状態により、効果は異なります。」
令和2年9月 30日から令 和3年10月 29日までの 間	自社ウェブ サイト②		<ul style="list-style-type: none"> 「※試験室内に設置したオキサイダー置き型180g品により、空気中と物体表面の菌・ウイルス・カビの除去効果を確認（15分後、99.99%）※ノンエンベロープ型ウイルス、グラム陽性菌・同陰性菌、複数のカビ類で実施（Eurofins Analytical Services India Private Limited調べ）全ての菌・ウイルス・カビ・臭気に対する効果ではありません。」 「※試験室内に設置したオキサイダー置き型180g品により、空気中と物体表面の菌・ウイルス・カビの除去効果を確認（15分後、99.99%）※ノンエンベロープ型ウイルス、グラム陽性菌・同陰性菌、複数のカビ類で実施（Eurofins Analytical Services India Private Limited調べ）全ての菌・ウイルス・カビ・臭気に対する効果ではありません。」 <p>使用空間の環境状態により、効果は異なります。」</p> <p>「※試験室内に設置したオキサイダー置き型180g品により、空気中と物体表面の菌・ウイルス・カビの除去効果を確認（15分後、99.99%）※ノンエンベロープ型ウイルス、グラム陽性菌・同陰性菌、複数のカビ類で実施（Eurofins Analytical Services India Private Limited調べ）全ての菌・ウイルス・カビ・臭気に対する効果ではありません。」</p> <p>使用空間の環境状態により、効果は異なります。」</p> <p>効果試験結果はこちら」</p>
令和2年11 月16日から 令和3年1月 10日までの 間	テレビコマ ーシャル①		<ul style="list-style-type: none"> 「※イメージ」 「※検査機関 Eurofins Analytical Services India Private Limited社の試験結果から、室内に設置したオキサイダーがプレート上の菌・ウイルス・カビを99.99%除去することが証明されています。」 「※全ての菌・ウイルス・カビ・臭気に対する効果ではありません。」 「※使用空間の環境状態により、効果は異なります。」

(別紙5)

対象商品	表示期間	表示媒体・表示箇所	表示内容
	令和3年1月11日から同年3月31日までの間	テレビマーケティング②	<ul style="list-style-type: none"> 「※イメージ」 「※検査機関 Eurofins Analytical Services India Private Limited社の試験結果から、室内に設置したオキサイダーがプレート上の菌・ウイルス・カビを99.99%除去することが証明されています。」 「※全ての菌・ウイルス・カビ・カビ・臭気に対する効果ではありません。」 「※使用空間の環境状態により、効果は異なります。」
	令和2年11月17日から令和3年10月8日までの間	動画広告①	同上
	令和2年11月17日から令和3年10月8日までの間	動画広告②	<ul style="list-style-type: none"> 「※イメージ」 「※検査機関 Eurofins Analytical Services India Private Limited社の試験結果から、室内に設置したオキサイダーがプレート上の菌・ウイルス・カビを99.99%除去することが証明されています。」 「※全ての菌・ウイルス・カビ・カビ・臭気に対する効果ではありません。」 「※使用空間の環境状態により、効果は異なります。」
	令和2年9月30日から同年11月16日までの間	動画広告③	<ul style="list-style-type: none"> 「※イメージ」 「全ての菌・ウイルス・カビ・臭気に対する効果ではありません。使用空間の環境状態により、効果は異なります。」 「*全ての菌・ウイルス・カビ・臭気に対する効果ではありません。」 「*使用空間の環境状態により、効果は異なります。」







日本の自宅を空気改革
OXIDER
オキサイダー。

スプレー×エコアイテム
プレゼント
キャンペーン
実施中！



空間除菌漏れにオキサイダー



最大20畳でたっぷり約3ヶ月持続
お部屋に残る菌やウィルスをしっかり除菌

→ 商品詳細へ

外部試験機関において、室内に設置したオキサイダー
噴き型によって、
プレート上の菌・ウィルス・カビを15分で99.99%除去
できることを確認。
全ての菌・ウィルス・カビ・臭気に対する効果では
ありません。
使用空間の環境状態により、効果は異なります。



TVCM & WEB Movie

オキサイダーTVCM 「家族の日
常」篇 30秒



オキサイダーWEB動画 54秒





実は存在する “空間除菌漏れ”

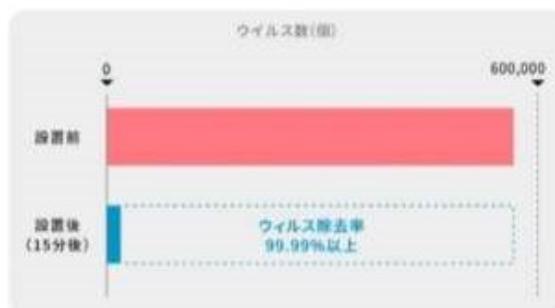
私たちの生活に欠かせない空気清浄機や除菌スプレー。

どんなに気にしてもお部屋の菌やウイルス
は取り切れず残っています。

目に見えない菌やウイルスから
大切な家族を守りたい。
そんな想いからオキサイダーは生まれまし
た。

商品特徴

菌・ウイルスを 99.99%除去



オキサイダー設置15分後、
99.99%の菌・ウイルスの減少が確認されました。

しかも効果は
長持ち3ヶ月

特許取得
特許第6433007号



除菌に加えて、カビやニオイにも効果があります。

オキサイダーの効果は室内の菌・ウイルスを除去するだけではありません。
カビやニオイに対しても効果があるため、お部屋の空気全体をキレイにします。

効能1: 防カビ

効能2: 消臭





防カビにも効果があります。
オキサイダーは、カビが増える原因を抑制します。

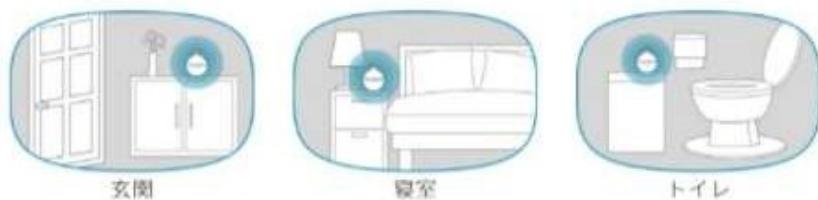
実験したすべての悪臭物質において
二酸化塩素ガスによる消臭効果が立証されました。

→ 詳細はこちら

外部試験機関において、室内に設置したオキサイダー置き型によって、
プレート上の菌・ウイルス・カビを15分で99.99%除去できることを確認。
全ての菌・ウイルス・カビ・臭気に対する効果ではありません。
使用空間の環境状態により、効果は異なります。

リビング以外にも様々な場所にお使いいただけます！

おすすめの使用場所



その他の置き場所

居室・事務所・喫煙室・浴室・客室・病室・介護施設・教室など

約73%の人が
オキサイダーを選んで
います！

3社全て（オキサイダー、A社、B社）の空間除菌剤を購入したことのある約100名のママに対してアンケートを実施したところ、約73%が「また購入する場合はオキサイダーを選ぶ」と回答

※2020年10月：自社調べ「空間除菌剤に関する調査」

調査方法：インターネット調査

調査人数：子供を持つ母：400名

調査会社：楽天リサーチ



2021.08.17

MEDIA

【メディア掲載】神戸新聞にて、インタビューが取り上げされました。

2021.08.16

INFORMATION

オキサイダーが防疫製品等推奨品として認証されました。

2021.08.06

CAMPAGNE

8月Twitterキャンペーン！オキサイダースプレー×エコアイテムプレ…

→ NEWS一覧へ



二酸化塩素について

二酸化塩素を科学する

二酸化塩素の正しい知識と使い方を発信していきます。



オキサイダー置き型の
効果は？



二酸化塩素による人への
影響はあるの？



安全の為の4つのお願
い



二酸化塩素による空間
除菌の仕組み



空間除菌とは？



購入はこちら

お問い合わせ

※外部試験機関において、溶液から依頼された、二酸化塩素により、溶液を想定したシャーレ内液中ウイルスが99.9%減少することを確認。全ての菌、ウイルス、カビ、臭気に対する効果ではありません。使用空間の環境状態により、効果は異なります。効果試験結果は[こちら](#)。

SITEMAP

サイトマップ

PRODUCTS

- ・ オキサイダー置き型
- ・ 効果・特許技術
- ・ Q&A(置き型)
- ・ オキサイダースプレー
- ・ 効果・特許技術
- ・ Q&A(スプレー)

ABOUT

HISTORY

- ・ ClO2 Labヒストリー
- ・ オキサイダーヒストリー

CONTACT

ABOUT CHLORINE DIOXIDE

- ・ 二酸化塩素について

購入はこちら

IP > オキサイダー



クーポン配布

購入はこちら

置くことで生まれる、安心感を。

室内空間の菌・ウイルス・悪臭を除去。

部屋に置くことで、あなたとあなたの家族の暮らしを守ります。

【特許】二酸化塩素空間除菌剤（特許第6366802号/6433007号）

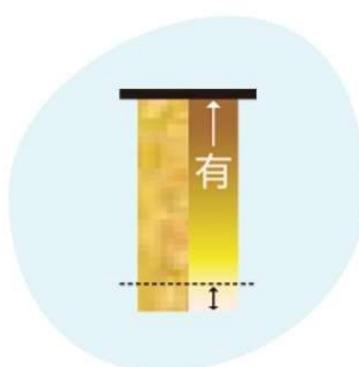
※試験室内に設置したオキサイダー置き型180g品により、空気中と物体表面の菌・ウイルス・カビの除去効果を確認（15分後、99.99%）
 ※ノンエンベロープ型ウイルス、グラム陽性菌・陰性菌、複数のカビ類で実施（Eurofins Analytical Services India Private Limited調べ）
 全ての菌・ウイルス・カビ・臭気に対する効果ではありません。使用空間の環境状態により、効果は異なります。

Function

こだわりの機能

1 効果メーター

容器背面の「効果メーター」と内容物の色を比較することで適宜、内容物の有効性をご確認いただけます。尚、内容物の色が最下段の色まで薄くなったら、新品とお取り替えください。



2 放出量調整キャップ

キャップの隙間から成分が放出されます。
 外れない程度に緩めてご使用ください。

室内で成分臭を感じたら、キャップを少なくのほうに



回すことができ、放出量を減らすことができます。

成分臭を感じない程度でご使用ください。

● 放出量調整キャップの目安



キャップの隙間から成分が放出されます。

外れない程度に緩く締めてご使用ください。

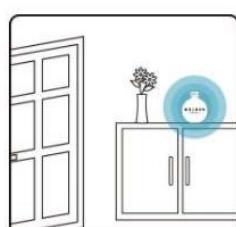
・室内で成分臭を感じたらキャップを[少なく]の方に回すことで、放出量を減らすことができます。

・成分臭を感じない程度でご使用ください。

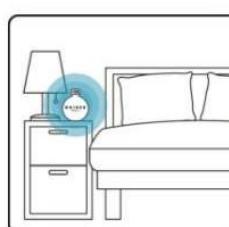
・悪臭が残る等、効果が低いと感じる場合は、キャップを「多く」の方に回して、成分の放出量を増やしてください。

Place of Use

おすすめの使用場所



玄関



寝室



トイレ

その他置き場所

居室・事務所・喫煙室・浴室・客室・病室・介護施設・教室 など

How to Use

使用方法



- 1 容器のキャップを外し、上蓋部を切り抜いてロートを組み立て、容器に差し込み、添付の粉剤をボトルに全量投入してください。



- 2 粉材投入後、再度キャップを閉めて、5-6回、容器を水平に回し振ってください。

(上下に振らないで下さい)

上下に振らない理由は？

上下に振ると、固まった内容物が開口部に付着して、キャップを開けた際に漏れの原因となります。

振らなかつたらどうなる？

粉剤の成分が底に沈殿し、効果が出るまで時間を要します。1~2日程度で振った場合と同じよう成分が放出されます。



- 3 キャップをゆるめて、目的の場所に静置してください。すぐに成分の放出がはじまり、約10分でゲル状に固まります。

おすすめの置き場所は？

二酸化塩素は空気より重いため、高い場所に置くことをおすすめします。ただし低い場所に置いても人の流れや空調により、空間全体に広がります。

● 注意事項

- ・本製品は飲料ではありません。誤飲誤食に注意してください。
- ・成分臭は刺激があるため、鼻先で直接吸引しないでください。
- ・子供の手の届かないところに保管、設置してください。
- ・粉剤投入後は、キャップを密栓しないでください。
- ・冷暗所で保管し、高温下及び直射日光の当たるところで使用しないでください。
- ・室内で成分臭を感じる状態で使用しないでください。成分臭を感じる場合はキャップを「少なく」の方に回して、換気してください。
- ・金属類を腐食させる恐れがあるので間近に置かないでください。
- ・漂白作用があるので、色物の繊維の間近に置かないでください。万一、こぼしたときは速やかに水濡れ布等で拭いて成分を除去してください。
- ・狭い密閉空間（車内、冷蔵庫等）では使用しないでください。
- ・動物、植物の間近では使用しないでください。
- ・本製品を用途以外の目的で使用しないでください。
- ・使用を開始しない場合は、粉剤を投入せずに保管してください。
- ・内容物が目に入った時は、すぐに大量の水で洗い流す。万一、異常があれば医師に相談してください。
- ・内容物を飲み込んだ時は、吐かせず、すぐに口をすすぐ後、水か牛乳を飲ませ、早急に医師に相談してください。
- ・内容物が皮膚についた時は、すぐに水で洗い流してください。
- ・内容物がこぼれた時はすぐに水濡れ布等で拭き取ってください。

SIZE LINE UP

サイズラインナップ



90g

8畳まで約2ヶ月

1,100円（税込）

[購入はこちら ▶](#)



180g

13畳まで約3ヶ月

1,980円（税込）

[購入はこちら ▶](#)



320g

20畳まで約3ヶ月

2,750円（税込）

[購入はこちら ▶](#)

※試験室内に設置したオキサイダー置き型180g品により、空気中と物体表面の菌・ウイルス・カビの除去効果を確認（15分後、99.99%）

※ノンエンベロープ型ウイルス、グラム陽性菌・同様性菌、複数のカビ類で実施（Eurofins Analytical Services India Private Limited調べ）

全ての菌・ウイルス・カビ・臭気に対する効果ではありません。使用空間の環境状態により、効果は異なります。

製品について詳しくはこちら▼



Q & A

よくある質問

成分について

もしもの場合の対処

保管・お買い求め方法

その他のご質問

Q1. オキサイダーと「次亜塩素酸水」や「次亜塩素酸ナトリウム」は同じものですか？ 

Q2. 液剤に白い浮遊物や沈殿物が発生する場合 

お問い合わせはこちら



空間除菌とは？



99%除去と99.9999%除去の
違いは？



オキサイダーの二酸化塩素濃度
は？



オキサイダー置き型の効果は？



二酸化塩素による人への影響は
あるの？



安全の為の4つのお願い

記事をもっと見る

※試験室内に設置したオキサイダー置き型180g品により、空気中と物体表面の菌・ウイルス・カビの除去効果を確認（15分後、99.99%）
※ノンエンベロープ型ウイルス、グラム陽性菌・同様性菌、複数のカビ類で実施（Eurofins Analytical Services India Private Limited調べ）
全ての菌・ウイルス・カビ・臭気に対する効果ではありません。使用空間の環境状態により、効果は異なります。
効果試験結果はこちら

購入はこちら 

お問い合わせ

SITEMAP

[サイトマップ](#)

PRODUCTS

- オキサイダー置き型
- 効果・特許技術
- Q&A(置き型)
- オキサイダースプレー
- 効果・特許技術
- Q&A(スプレー)

HISTORY

- CLO2 Labヒストリー
- オキサイダーヒストリー

ABOUT CHLORINE DIOXIDE

- 二酸化塩素について

ABOUT

[購入はこちら](#)

CONTACT



© 2020 CLO2 Lab

○ 不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）

(昭和三十七年法律第百三十四号)

（目的）

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

（不当な表示の禁止）

第五条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実に相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

（措置命令）

第七条 内閣総理大臣は、第四条の規定による制限若しくは禁止又は第五条の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、次に掲げる者に對し、することができる。

- 一 当該違反行為をした事業者
 - 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
 - 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人
 - 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による命令に關し、事業者がした表示が第五条第一号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、同項の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示とみなす。

（課徴金納付命令）

第八条 事業者が、第五条の規定に違反する行為（同条第三号に該当する表示に係るもの）を除く。以下「課徴金対象行為」という。）をしたときは、内閣総理大臣は、当該事業者に対し、当該課徴金対象行為に係る課徴金対象期間に取引をした当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額に百分の三を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫

に納付することを命じなければならない。ただし、当該事業者が当該課徴金対象行為をした期間を通じて当該課徴金対象行為に係る表示が次の各号のいずれかに該当することを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠つた者でないと認められるとき、又はその額が百五十万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、実際のものよりも著しく優良であること又は事実に相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であることを示す表示
 - 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であること又は事実に相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であることを示す表示
- 2 前項に規定する「課徴金対象期間」とは、課徴金対象行為をした期間（課徴金対象行為をやめた後そのやめた日から六月を経過する日（同日前に、当該事業者が当該課徴金対象行為に係る表示が不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれを解消するための措置として内閣府令で定める措置をとつたときは、その日）までの間に当該事業者が当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の取引をしたときは、当該課徴金対象行為をやめてから最後に当該取引をした日までの期間を加えた期間とし、当該期間が三年を超えるときは、当該期間の末日から遡つて三年間とする。）をいう。
- 3 内閣総理大臣は、第一項の規定による命令（以下「課徴金納付命令」という。）に関し、事業者がした表示が第五条第一号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、同項の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示と推定する。

（課徴金対象行為に該当する事実の報告による課徴金の額の減額）

第九条 前条第一項の場合において、内閣総理大臣は、当該事業者が課徴金対象行為に該当する事実を内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣に報告したときは、同項の規定により計算した課徴金の額に百分の五十を乗じて得た額を当該課徴金の額から減額するものとする。ただし、その報告が、当該課徴金対象行為についての調査があつたことにより当該課徴金対象行為について課徴金納付命令があるべきことを予知してされたものであるときは、この限りでない。

（返金措置の実施による課徴金の額の減額等）

第十条 第十五条第一項の規定による通知を受けた者は、第八条第二項に規定する課徴金対象期間において当該商品又は役務の取引を行つた一般消費者であつて政令で定めるところにより特定されているものからの申出があつた場合に、当該申出をした一般消費者の取引に係る商品又は役務の政令で定める方法により算定した購入額に百分の三を乗じて得た額以上の金銭を交付する措置（以下この条及び次条において「返金措置」という。）を実施しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、その実施しようとする返金措置（以下この条において「実施予定返金措置」という。）に関する計画（以下この条において「実施予定返金措置計画」という。）を作成し、これを第十五条第一項に規定する弁明書の提出期限までに内閣総理大臣に提出して、その認定を受けることができる。

- 2 実施予定返金措置計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 実施予定返金措置の内容及び実施期間
 - 二 実施予定返金措置の対象となる者が当該実施予定返金措置の内容を把握するための周知の方法に関する事項
 - 三 実施予定返金措置の実施に必要な資金の額及びその調達方法
- 3 実施予定返金措置計画には、第一項の認定の申請前に既に実施した返金措置の対象となつた者の氏名又は名称、その者に対して交付した金銭の額及びその計算方法その他の当該申請前に実施した返金措置に関する事項として内閣府令で定めるものを記載することができる。
- 4 第一項の認定の申請をした者は、当該申請後これに対する処分を受けるまでの間に返金措置

を実施したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、当該返金措置の対象となつた者の氏名又は名称、その者に対して交付した金銭の額及びその計算方法その他の当該返金措置に関する事項として内閣府令で定めるものについて、内閣総理大臣に報告しなければならない。

- 5 内閣総理大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その実施予定返金措置計画が次の各号のいずれにも適合すると認める場合でなければ、その認定をしてはならない。
 - 一 当該実施予定返金措置計画に係る実施予定返金措置が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
 - 二 当該実施予定返金措置計画に係る実施予定返金措置の対象となる者（当該実施予定返金措置計画に第三項に規定する事項が記載されている場合又は前項の規定による報告がされている場合にあつては、当該記載又は報告に係る返金措置が実施された者を含む。）のうち特定の者について不当に差別的でないものであること。
 - 三 当該実施予定返金措置計画に記載されている第二項第一号に規定する実施期間が、当該課徴金対象行為による一般消費者の被害の回復を促進するため相当と認められる期間として内閣府令で定める期間内に終了するものであること。
- 6 第一項の認定を受けた者（以下この条及び次条において「認定事業者」という。）は、当該認定に係る実施予定返金措置計画を変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。
- 7 第五項の規定は、前項の認定について準用する。
- 8 内閣総理大臣は、認定事業者による返金措置が第一項の認定を受けた実施予定返金措置計画（第六項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第二項において「認定実施予定返金措置計画」という。）に適合して実施されていないと認めるときは、第一項の認定（第六項の規定による変更の認定を含む。次項及び第十項ただし書において単に「認定」という。）を取り消さなければならない。
- 9 内閣総理大臣は、認定をしたとき又は前項の規定により認定を取り消したときは、速やかに、これらの処分の対象者に対し、文書をもつてその旨を通知するものとする。
- 10 内閣総理大臣は、第一項の認定をしたときは、第八条第一項の規定にかかわらず、次条第一項に規定する報告の期限までの間は、認定事業者に対し、課徴金の納付を命ずることができない。ただし、第八項の規定により認定を取り消した場合には、この限りでない。

第十一条 認定事業者（前条第八項の規定により同条第一項の認定（同条第六項の規定による変更の認定を含む。）を取り消されたものを除く。第三項において同じ。）は、同条第一項の認定後に実施された認定実施予定返金措置計画に係る返金措置の結果について、当該認定実施予定返金措置計画に記載されている同条第二項第一号に規定する実施期間の経過後一週間以内に、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に報告しなければならない。

- 2 内閣総理大臣は、第八条第一項の場合において、前項の規定による報告に基づき、前条第一項の認定後に実施された返金措置が認定実施予定返金措置計画に適合して実施されたと認めるときは、当該返金措置（当該認定実施予定返金措置計画に同条第三項に規定する事項が記載されている場合又は同条第四項の規定による報告がされている場合にあつては、当該記載又は報告に係る返金措置を含む。）において交付された金銭の額として内閣府令で定めるところにより計算した額を第八条第一項又は第九条の規定により計算した課徴金の額から減額するものとする。この場合において、当該内閣府令で定めるところにより計算した額を当該課徴金の額から減額した額が零を下回るときは、当該額は、零とする。
- 3 内閣総理大臣は、前項の規定により計算した課徴金の額が一万円未満となつたときは、第八条第一項の規定にかかわらず、認定事業者に対し、課徴金の納付を命じないものとする。この場合において、内閣総理大臣は、速やかに、当該認定事業者に対し、文書をもつてその旨を通知するものとする。

（課徴金の納付義務等）

第十二条 課徴金納付命令を受けた者は、第八条第一項、第九条又は前条第二項の規定により計

算した課徴金を納付しなければならない。

2 第八条第一項、第九条又は前条第二項の規定により計算した課徴金の額に一万円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

3～6 (省略)

7 課徴金対象行為をやめた日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該課徴金対象行為に係る課徴金の納付を命ずることができない。

(報告の徴収及び立入検査等)

第二十九条 内閣総理大臣は、第七条第一項の規定による命令、課徴金納付命令又は前条第一項の規定による勧告を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2～3 (省略)

(権限の委任等)

第三十三条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2～11 (省略)

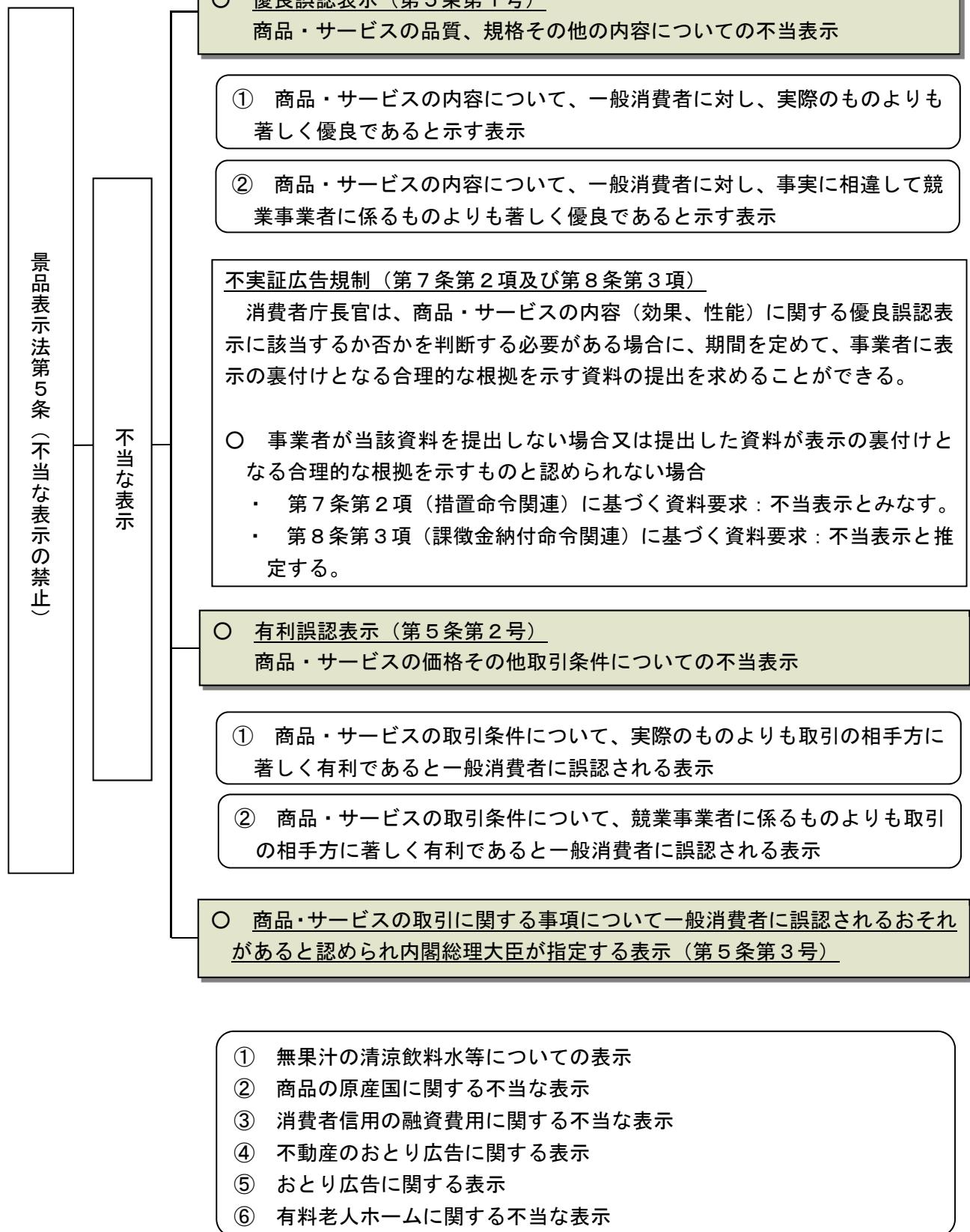
○ 不当景品類及び不当表示防止法施行令（抜粋）

（平成二十一年政令第二百十八号）

（消費者庁長官に委任されない権限）

第十四条 法第三十三条第一項の政令で定める権限は、法第二条第三項及び第四項、第三条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第四条、第五条第三号、第六条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第二十六条第二項並びに同条第三項及び第四項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による権限とする。

景品表示法による表示規制の概要



課徴金制度の概要

目的 不当な表示による顧客の誘引を防止するため、不当な表示を行った事業者に対する課徴金制度を導入するとともに、被害回復を促進する観点から返金による課徴金額の減額等の措置を講ずる。

課徴金納付命令 (第8条)

・対象行為：優良誤認表示行為、有利誤認表示行為を対象とする。

〔不実証広告規制に係る表示について、一定の期間内に当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出がない場合には、当該表示を優良誤認表示と推定して課徴金を賦課する。〕

・課徴金額の算定：対象商品・役務の売上額に3%を乗じる。

・対象期間：3年間を上限とする。

・主観的要素：違反事業者が不当な表示であることを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠った者でないと認められるときには、課徴金を賦課しない。

・規模基準：課徴金額が150万円未満となる場合は、課徴金を賦課しない。

課徴金対象行為該当事実の報告による課徴金額の減額 (第9条)

課徴金対象行為に該当する事実を報告した事業者に対し、課徴金額の1/2分の1を減額する。

除斥期間 (第12条第7項)

違反行為をやめた日から5年を経過したときは、課徴金を賦課しない。

賦課手続 (第13条)

違反事業者に対する手続保障として、弁明の機会を付与する。

返金措置による課徴金額の減額 (第10条・第11条)

事業者が所定の手続に沿って返金措置を実施した場合は、課徴金を命じない又は減額する。

※返金措置＝対象商品・役務の取引をしたことが特定される一般消費者から申出があつた場合に、当該申出をした一般消費者の購入額に3%を乗じた額以上の金銭を交付する措置。

1：実施予定返金措置計画の作成・認定

返金措置を実施しようとする事業者は、実施予定返金措置計画を作成し、消費者庁長官の認定を受ける。

2：返金措置の実施

事業者は、実施予定返金措置計画に沿って返金措置を実施する。

3：報告期限までに報告

返金措置における金銭交付相当額が課徴金額以上の場合
返金措置における金銭交付相当額が課徴金額未満の場合
課徴金額の減額
課徴金の納付を命じない

制度開始日

平成28年4月1日

(参考3)

※別添写しについては、添付を省略しています。

別添

消表対第28号
令和5年1月20日

株式会社CLO2 Lab
代表取締役 安部 都兼 殿

消費者庁長官 新井 ゆたか
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第8条第1項の規定に基づく課徴金納付命令

貴社は、貴社が供給する「オキサイダー 置き型 90g」、「オキサイダー 置き型 180g」及び「オキサイダー 置き型 320g」と称する商品（以下これらを併せて「本件商品」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第1号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第8条第1項の規定に基づき、次のとおり課徴金の納付を命令する。

主 文

株式会社CLO2 Lab（以下「CLO2 Lab」という。）は、課徴金として金1089万円を令和5年8月21日までに国庫に納付しなければならない。

理 由

1 課徴金対象行為

別紙記載の事実によれば、CLO2 Labが自己の供給する本件商品の取引に関し行った表示は、景品表示法第8条第3項の規定により、同法第5条第1号に規定する、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示と推定されるものであって、かかる表示をしていた行為は、同条の規定に違反するものである。

2 課徴金の計算の基礎

- (1)ア 景品表示法第8条第1項に規定する課徴金対象行為に係る商品は、本件商品である。
- イ(ア) CLO2 Labが前記1の課徴金対象行為をした期間は、令和2年7月1日から令和3年12月20日までの間である。
- イ(イ) CLO2 Labは、本件商品について、前記1の課徴金対象行為をやめた後そ

のやめた日から6月を経過する日前の令和4年2月15日に、前記1の課徴金対象行為に係る表示が不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれを解消するための措置として不当景品類及び不当表示防止法施行規則（平成28年内閣府令第6号）第8条に規定する措置をとっていると認められるところ、CLO2 Labが前記1の課徴金対象行為をやめた日から当該措置をとった日までの間に最後に取引をした日は、令和4年2月15日である。

(イ) 前記(ア)及び(イ)によれば、前記1の課徴金対象行為に係る課徴金対象期間は、令和2年7月1日から令和4年2月15日までの間である。

ウ 前記イ(イ)の課徴金対象期間に取引をした本件商品に係るCLO2 Labの売上額は、不当景品類及び不当表示防止法施行令（平成21年政令第218号）第1条の規定に基づき算定すべきところ、当該規定に基づき算定すると、3億6308万2452円である。

エ CLO2 Labは、本件商品について、当該表示の裏付けとなる根拠を十分に確認することなく、前記1の課徴金対象行為をしていたことから、当該課徴金対象行為をした期間を通じて当該課徴金対象行為に係る表示が景品表示法第8条第1項第1号に該当することを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠った者ではないとは認められない。

(2) 前記(1)の事実によれば、CLO2 Labが国庫に納付しなければならない課徴金の額は、景品表示法第8条第1項の規定により、前記(1)ウの本件商品の売上額に、それぞれ、100分の3を乗じて得た額から、同法第12条第2項の規定により、1万円未満の端数を切り捨てて算出した1089万円である。

よって、CLO2 Labに対し、景品表示法第8条第1項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

＜法律に基づく教示＞

1 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

(注) 行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

2 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1）行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注2）行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

消費者庁長官が認定した事実は、次のとおりである。

- 1 株式会社C L O 2 L a b (以下「C L O 2 L a b」という。) は、兵庫県西宮市甲陽園西山町3番5号に本店を置き、除菌消臭剤の研究開発、製造、販売等を営む事業者である。
- 2 C L O 2 L a b は、「オキサイダー 置き型 90g」、「オキサイダー 置き型 180g」及び「オキサイダー 置き型 320g」と称する商品(以下これらを併せて「本件商品」という。)を自ら又は小売業者を通じて、一般消費者に販売している。
- 3 C L O 2 L a b は、本件商品に係る商品パッケージ、「OX I D E R オキサイダー」と称する自社ウェブサイト(以下「自社ウェブサイト」という。)、地上波放送を通じて放送したテレビコマーシャル(以下「テレビコマーシャル」という。)及び「Y o u T u b e」と称する動画共有サービスにおける動画広告(以下「動画広告」という。)の表示内容を自ら決定している。
- 4(1) C L O 2 L a b は、本件商品を一般消費者に販売するに当たり、例えば、「オキサイダー 置き型 90g」について、令和2年7月1日から令和3年12月20日までの間、商品パッケージにおいて、「室内空間の菌・ウイルス・悪臭を除去!」等と表示するなど、別表1「対象商品」欄記載の商品について、同表「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体・表示箇所」欄記載の表示媒体・表示箇所において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、同表「使用方法」欄記載のとおり本件商品を使用すれば、本件商品から発生する二酸化塩素の作用により、同表「場所」欄記載の場所において、室内空間に浮遊する菌又はウイルスが除菌又は除去される効果等の同表「効果」欄記載のとおりの効果が得られるかのように示す表示をしていた。
- (2) 消費者庁長官は、前記(1)の表示について、それぞれ、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)第5条第1号に該当する表示か否かを判断するため、同法第8条第3項の規定に基づき、C L O 2 L a b に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、C L O 2 L a b は、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料はいずれも、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。
なお、C L O 2 L a b は、前記(1)の表示について、例えば、「オキサイダー 置き型 90g」について、令和2年7月1日から令和3年12月20日までの間、商品パッケージにおいて、「・使用環境で、菌・ウイルス・カビ・ニオイ除去効果は異なります。」と表示するなど、別表2「対象商品」欄記載の商品について、同表「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示媒体・表示箇所」欄記載の表示媒体・表示箇所において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示していたが、当該表示は、一般消費者が前記(1)の表示から受ける本件商品の効果に関する認識を打ち消すものではない。

別表1

対象商品	表示期間	表示媒体・表示箇所	表示内容	使用方法	場所	効果
オキサイダ 一置き型 90g	令和2年7 月1日から 令和3年1 月20日 までの間	商品パッケ ージ	<p>「室内空間の菌・ウイルス・悪臭を除去！」</p> <ul style="list-style-type: none"> 「約8畳まで」 「新技術でなが～く続く！空間除菌・消臭」 「新技術で進化した空間除菌剤」 「使用場所」との記載と共に、「玄関」及び玄関のイラスト、「寝室」及び寝室のイラスト、「トイレ」及びトイレのイラスト並びに「その他 玄関・居室・事務所・病室・客室・トイレ・浴室 など」 「●キャップのゆるめ度合いで放出量を調節することができます。」 「●キャップをゆるめて、目的の場所で静置してください。」 	<p>玄関や寝 室等の室 内に設置 する</p>	玄関や寝 室等の室 内に設置 する	室内空間 に浮遊す る菌又は ウイルス が除去さ れる効果
オキサイダ 一置き型 180g	令和2年7 月22日か ら令和3年 1月20日 までの間		<p>「室内空間の菌・ウイルス・悪臭を除去！」</p> <ul style="list-style-type: none"> 「約13畳まで」 「新技術で進化した空間除菌剤」 「使用場所」との記載と共に、「玄関」及び玄関のイラスト、「寝室」及び寝室のイラスト、「トイレ」及びトイレのイラスト並びに「その他 居室・事務所・喫煙室・浴室・客室・病室・介護施設・教室など」 「●キャップのゆるめ度合いを変えて放出量を調節することで、家庭内のトイレから最大13畳程度の居室までご利用いただけます」 「●13畳程度の居室で約3ヶ月間ご利用いただけます」 「●キャップをゆるめて、目的の場所で静置してください。」 	(別添写し1)		

対象商品	表示期間	表示媒体・表示箇所	表示内容	使用方法	場所	効果
オキサイダ 一置き型 320g			<p>・「室内空間の菌・ウイルス・悪臭を除去！」</p> <p>・「約20畳まで」</p> <p>・「新技術で進化した空間除菌剤」</p> <p>・「使用場所」との記載と共に、「玄関」及び玄関のイラスト、「寝室」及び寝室のイラスト、「トイレ」及びトイレのイラスト並びに「その他 居室・事務所・喫煙室・浴室・客室・病室・介護施設・教室など」</p> <p>・「●キヤップのゆるめ度合いを変えて放出量を調節することで、家庭内のトイレから最大20畳程度の居室までご利用いただけます</p> <p>●20畳程度の居室で約3ヶ月間ご利用いただけます」</p> <p>・「使用方法」及び「③キヤップをゆるめて、目的の場所で静置してください。」</p>	(別添写し2)		

対象商品	表示期間	表示媒体・表示箇所	表示内容	使用方法	場所	効果
本件商品	令和2年1月17日から令和3年10月8日までの間	自社ウェブサイト(以下「自社ウェブサイト①」といいます。)	<ul style="list-style-type: none"> 「空間除菌漏れにオキサイダー」及び「最大20畳でたっぷり約3ヶ月持続お部屋に残る菌やウイルスをしつかり除菌」 「実は存在する“空間除菌漏れ”」 「どんなに気にしてもお部屋の菌やウイルスは取り切れず残っています。」 「商品特徴」との記載と共に、「ウイルス数(個)」、「設置前」、「設置後(15分後)」及び「ウイルス除去率 99.99%以上」と記載のあるグラフ並びに「菌・ウイルスを99.99%除去 オキサイダー設置15分後、99.99%の菌・ウイルスの減少が確認されました。」 「リビング以外にも様々な場所にお使いいただけます！ おすすめの使用場所」との記載と共に、玄関のイラスト及び「玄関」、寝室のイラスト及び「寝室」、トイレのイラスト及び「トイレ」並びに「その他のお置き場所 居室・事務所・喫煙室・浴室・客室・病室・介護施設・教室 など」 	リビング等の室内に設置する	リビング等	15分経過後に、室内空間に浮遊するウイルスが内空間に浮遊するウイルスが99.99%除去されることは除去される効果

対象商品	表示期間	表示媒体・表示箇所	表示内容	使用方法	場所	効果
		される動画 (以下「動 画①」とい う。)	<ul style="list-style-type: none"> 「空間除菌漏れにオキサイダー」との音声と共に、「日本の自宅を 空気改革 OXIDER オキサイダー®」との文字の映像及び「オ キサイダー 置き型 320g」の映像 (別添写し4) 			
		自社ウェブ サイト①の 「オキサイ ダーウェブ 動画 54 秒」と題す る動画をク リックする と再生され る動画(以 下「動画②」 という。)	<ul style="list-style-type: none"> 「空間除菌はオキサイダー」との音声と共に、「空間除菌はOXI DER オキサイダー®」との文字の映像 「一見幸せに満ちあふれたこの空間にも漏れでいるかも。え、何が 漏れてるの。空間除菌漏れー」との音声と共に、「空間除菌漏れー ♪」との文字の映像 「空間除菌漏れー」との音声と共に、「空間除菌漏れー」との文字の 映像及び菌又はウイルスが室内空間全体に浮遊しているイメージ 映像 「そこでオキサイダー 除菌効果がお部屋全体に広がってしっかりと 除菌」との音声と共に、「空気全体に浸透 菌やウイルスを除去」 との文字の映像及び「オキサイダー 置き型 320g」から揮発 した成分が室内全体に拡散するイメージ映像 「さらに玄関、トイレ、洗面所など気になる場所にもオキサイダー」 との音声と共に、「玄関 トイレ 洗面所」との文字の映像 「空間除菌漏れにオキサイダー」との音声と共に、「日本の自宅を 空気改革 OXIDER オキサイダー®」との文字の映像及び「オ キサイダー 置き型 320g」の映像 (別添写し4) 		玄関、寝室 等の室内 に設置	室内空間 に浮遊す る菌又は ウイルス

対象商品	表示期間	表示媒体・表示箇所	表示内容	使用方法	場所	効果
	10月29日までの間	②」とい う。)	<p>レのイラスト及び「トイレ」並びに「その他の置き場所 居室・事務所・喫煙室・浴室・客室・病室・介護施設・教室など」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「How to Use 使用方法」及び「③キヤップをゆるめて、目的の場所に静置してください。」 <p>(別添写し5)</p>			が除菌又は除去される効果
	令和2年1月16日から令和3年1月10日までの間	テレビマ ーシャル (以下「テレビマ ーシャル①」) という。	<ul style="list-style-type: none"> ・「一見幸せに満ちあふれたこの空間にも漏れでいるかも。空間除菌漏れー」との音声と共に、「空間除菌漏れ」との文字の映像及び菌又はウイルスが室内空間全体に浮遊しているイメージ映像 ・「除菌効果がお部屋全体に広がってしつかり除菌」との音声と共に、「空間全体に浸透 菌やウイルスを除去」との文字の映像及び「オキサイダー 置き型 320g」から揮発した成分が室内全体に拡散するイメージ映像 ・「空間除菌漏れにオキサイダー」との音声と共に、「日本の自宅を空気改革 OXIDER オキサイダー®」との文字の映像及び「オキサイダー 置き型 320g」の映像 <p>(別添写し6)</p>	室内に設置する	室内空間	室内空間に浮遊する菌又はウイルスが除菌又は除去される効果
	令和3年1月11日から同年3月31日までの間	テレビマ ーシャル (以下「テレビマ ーシャル②」) という。	<ul style="list-style-type: none"> ・「一見幸せに満ちあふれたこの空間にも漏れでいるかも。え、何が漏れているの。空間除菌漏れー」との音声と共に、「空間除菌漏れー」との文字の映像 ・「空間除菌漏れー」との音声と共に、「空間除菌漏れ」との文字の映像及び菌又はウイルスが室内空間全体に浮遊しているイメージ映像 ・「そこでオキサイダー 除菌効果がお部屋全体に広がってしつかり除菌」との音声と共に、「空間全体に浸透 菌やウイルスを除去」との文字の映像及び「オキサイダー 置き型 320g」から揮発した成分が室内全体に拡散するイメージ映像 	室内に設置する	室内空間	室内空間に浮遊する菌又はウイルスが除菌又は除去される効果

対象商品	表示期間	表示媒体・表示箇所	表示内容	使用方法	場所	効果
			<ul style="list-style-type: none"> 「空間除菌漏れにオキサイダー」との音声と共に、「日本の自宅を空気改革 OXIDER オキサイダー®」との文字の映像及び「オキサイダー 置き型 320g」の映像 (別添写し7) 			
令和2年1月17日から令和3年10月8日までの間	動画広告 (以下「動画広告①」という。)	同上				
令和2年1月17日から令和3年10月8日までの間	動画広告 (以下「動画広告②」という。)		<ul style="list-style-type: none"> 「空間除菌はオキサイダー」との音声と共に、「空間除菌はOX1 DERオキサイダー®」との文字の映像 「一見幸せに満ちあふれたこの空間にも漏れているかも。え、何が漏れてるの。空間除菌漏れー」との音声と共に、「空間除菌漏れー♪」との文字の映像 「空間除菌漏れー」との音声と共に、「空間除菌漏れ」との文字の映像及び菌又はウイルスが室内空間全体に浮遊しているイメージ映像 「そこでオキサイダー 除菌効果がお部屋全体に広がつてしまひ除菌」との音声と共に、「空間全体に浸透 菌やウイルスを除去」との文字の映像及び「オキサイダー 置き型 320g」から揮発した成分が室内全体に拡散するイメージ映像 「さらに玄関、トイレ、洗面所など気になる場所にもオキサイダー」との音声と共に、「玄関 トイレ 洗面所」との文字の映像 「空間除菌漏れにオキサイダー」との音声と共に、「日本の自宅を空気改革 OXIDER オキサイダー®」との文字の映像及び「オキサイダー 置き型 320g」の映像 			

対象商品	表示期間	表示媒体・表示箇所	表示内容 (別添写し8)	使用方法	場所	効果
	令和2年9月30日から同年11月16日までの間	自社ウェブサイトにおいて配信した動画広告(以下「動画広告③」という。)	<ul style="list-style-type: none"> 「私たちの知らない間に、部屋のウイルスや菌を除去してくれているらしい。」との音声と共に、「私たちの知らないあいだに、部屋のウイルスや菌を除去してくれているらしい。」との文字の映像及び「オキサイダー 置き型 320g」から揮発した成分が空気中に浮遊する菌又はウイルスの大部分を瞬時に消滅させるイメージ映像 「しかも、置いたらすぐに活躍してくれる優れもの」との音声と共に、「しかも、置いたらすぐに活躍してくれる優れもの」との文字の映像及び「オキサイダー 置き型 320g」から揮発した成分が空気中に浮遊する菌又はウイルスの大部分を瞬時に消滅させるイメージ映像 「空間除菌はオキサイダー」との音声と共に、「高持続性空間除菌剤」及び「OXIDER オキサイダー®」との文字の映像及び「オキサイダー 置き型 320g」の映像 	室内に設置する	室内空間	瞬時に、室内空間に浮遊するウイルスが著しく除去される効果

別表2

対象商品	表示期間	表示媒体・表示箇所	表示内容
オキサイダ 一 置き型 90g	令和2年7月 1日から令和 3年12月2 0日までの間	商品パッケ ージ	「・使用環境で、菌・ウイルス・カビ・ニオイ除去効果は異なります。」 (別添写し1)
オキサイダ 一 置き型 180g	令和2年7月 22日から令 和3年12月 20日までの間		「・使用環境で、菌・ウイルス・カビ・ニオイ除去効果は異なります」 (別添写し2)
オキサイダ 一 置き型 320g	令和2年11 月17日から 令和3年10 月8日までの 間		「・使用環境で、菌・ウイルス・カビ・ニオイ除去効果は異なります」 (別添写し3)
本件商品	自社ウェブ サイト①		・「外部試験機関において、室内に設置したオキサイダ一置き型によって、プレート上の菌・ウイルス・カ ビを15分で99.99%除去できることを確認。全ての菌・ウイルス・カビ・臭気に対する効果では ありません。使用空間の環境状態により、効果は異なります。」 ・「※外部試験機関において、溶液から放散された、二酸化塩素により、飛沫を想定したシャーレ内液中ウ イルスが99.9%減少することを確認。全ての菌・ウイルス・カビ・臭気に対する効果ではありません。 使用空間の環境状態により、効果は異なります。効果試験結果はこちら」 (別添写し4)
動画①			・「※イメージ」 ・「※検査機関 Eurofins Analytical Services India Private Limited社の試験結果から、室内に設置したオキサイダがプレート上の菌・ウイルス・カ ビを99.99%除去することができます。」 ・「※全ての菌・ウイルス・カビ・臭気に対する効果ではありません。」 ・「※使用空間の環境状態により、効果は異なります。」 (別添写し4)

対象商品	表示期間	表示媒体・表示箇所	表示内容
		動画②	<ul style="list-style-type: none"> 「※イメージ」 「※検査機関 Eurofins Analytical Services India Private Limited 社の試験結果から、室内に設置したオキサイダーがプレート上の菌・ウイルス・カビを 99.99% 除去することが証明されています。」 「※全ての菌・ウイルス・カビ・臭気に対する効果ではありません。」 「※使用空間の環境状態により、効果は異なります。」 <p>(別添写し4)</p>
令和2年9月 30日から令 和3年10月 29日までの 間	自社ウェブ サイト②		<ul style="list-style-type: none"> 「※試験室内に設置したオキサイダー置き型180g品により、空気中と物体表面の菌・ウイルス・カビの除去効果を確認（15分後、99.99%）※ノンエンベロープ型ウイルス、グラム陽性菌・同陰性菌、複数のカビ類で実施（Eurofins Analytical Services India Private Limited 調べ）全ての菌・ウイルス・カビ・臭気にに対する効果ではありません。」 「※試験室内に設置したオキサイダー置き型180g品により、空気中と物体表面の菌・ウイルス・カビの除去効果を確認（15分後、99.99%）※ノンエンベロープ型ウイルス、グラム陽性菌・同陰性菌、複数のカビ類で実施（Eurofins Analytical Services India Private Limited 調べ）全ての菌・ウイルス・カビ・臭気にに対する効果ではありません。」 <p>使用空間の環境状態により、効果は異なります。 効果試験結果はこちら」</p> <p>(別添写し5)</p>
令和2年11 月16日から 令和3年1月 10日までの 間	テレビコマ ーシャル①		<ul style="list-style-type: none"> 「※イメージ」 「※検査機関 Eurofins Analytical Services India Private Limited 社の試験結果から、室内に設置したオキサイダーがプレート上の菌・ウイルス・カビを 99.99% 除去することができます。」 「※全ての菌・ウイルス・カビ・臭気に対する効果ではありません。」 「※使用空間の環境状態により、効果は異なります。」 <p>(別添写し6)</p>

対象商品	表示期間	表示媒体・表示箇所	表示内容
	令和3年1月11日から同年3月31日までの間	テレビマーケティング②	<ul style="list-style-type: none"> 「※イメージ」 「※検査機関 Eurofins Analytical Services India Private Limited社の試験結果から、室内に設置したオキサイダーゲープレート上の菌・ウイルス・カビを99.99%除去することが証明されています。」 「※全ての菌・ウイルス・カビ・真気に対する効果ではありません。」 「※使用空間の環境状態により、効果は異なります。」 <p>(別添写し7)</p>
	令和2年1月11月17日から令和3年10月8日までの間	動画広告①	同上
	令和2年1月11月17日から令和3年10月8日までの間	動画広告②	<ul style="list-style-type: none"> 「※イメージ」 「※検査機関 Eurofins Analytical Services India Private Limited社の試験結果から、室内に設置したオキサイダーゲープレート上の菌・ウイルス・カビを99.99%除去することが証明されています。」 「※全ての菌・ウイルス・カビ・真気に対する効果ではありません。」 「※使用空間の環境状態により、効果は異なります。」 <p>(別添写し8)</p>
	令和2年9月30日から同年11月16日までの間	動画広告③	<ul style="list-style-type: none"> 「※イメージ」 「全ての菌・ウイルス・カビ・真気に対する効果ではありません。使用空間の環境状態により、効果は異なります。」 「*全ての菌・ウイルス・カビ・真気に対する効果ではありません。」 「*使用空間の環境状態により、効果は異なります。」 <p>(別添写し9)</p>